

守口市ランダム係数運用基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事の契約における最低制限価格の算定方法等に関する要綱（平成27年4月1日制定）第2条に定めるランダム係数の運用について、必要な事項を定める。

(実施方法)

第2条 ランダム係数処理は、電子入札システム（以下「システム」という。）に装備されている業者の入札日時の数値を使用し、無作為に乱数を発生させて行うものとする。

(ランダム係数の範囲)

第3条 ランダム係数の範囲は、0.9950 から 1.0050 までの範囲内の 0.0005 刻みの 21 通りの数値とする。

(端数処理)

第4条 端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

(ランダム係数の決定方法)

第5条 ランダム係数の決定については、開札時にシステムにおいて入札書受信日時の秒（ミリ秒単位の下3桁）を使用し、無作為に決定するものとする。

2 ランダム係数の算出方法は、入札書提出日時が1番手の業者の入札書受信日時の秒（ミリ秒単位の下3桁）を21で除し、算出した余りを使用し、別表第1により決定する。

3 ランダム係数の算出は、案件毎に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年6月2日から施行する。

(適用区分)

2 この基準は、施行日以後に、一般競争入札においては公告を、指名競争入札においては指名通知を行う案件について、適用する。

別表第1（第5条関係）

余り	ランダム係数	余り	ランダム係数	余り	ランダム係数
0	0.9950	7	0.9985	14	1.0020
1	0.9955	8	0.9990	15	1.0025
2	0.9960	9	0.9995	16	1.0030
3	0.9965	10	1.0000	17	1.0035
4	0.9970	11	1.0005	18	1.0040
5	0.9975	12	1.0010	19	1.0045
6	0.9980	13	1.0015	20	1.0050